

改正

安全運転管理者業務の解説①

～改正の概要～

道路交通法施行規則が一部改正され、安全運転管理者業務の「酒気帯び確認」に関する部分が詳細に規定されました。

酒気帯び確認に関する規定

改正前

【点呼等による安全運転の指示】 道路交通法施行規則 第9条の10第5号

運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、自動車の点検の実施状況や、**飲酒**、過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがないかどうかを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えること。

改正前は、酒気帯び確認の時期は運転の前のみで、その方法は具体的には規定されていませんでした。



改正後

※ 令和4年4月1日施行 _____ 部は令和5年12月1日施行

【点呼等による安全運転の指示】 道路交通法施行規則 第9条の10第5号

削除 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、自動車の点検の実施状況や、~~飲酒~~ 過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがないかどうかを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えること。

この部分を抜き出して、6号7号に詳細に規定。（旧6号7号は8号9号に改正。）

【酒気帯びの有無の確認】 道路交通法施行規則 第9条の10第6号

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うこと。

【確認内容の記録と保存】 道路交通法施行規則 第9条の10第7号

前号の確認の内容を記録し、その記録を1年間保存し、アルコール検知器を常時有効に保持すること。



改正後は、運転の前後に目視とアルコール検知器による確認をしなければなりません。
確認結果を記録して、1年間保存することも求められます。